特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	個人住民税賦課に関する事務 基	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本宮市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

本宮市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務					
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された 支払報告書を元に住民税額を計算し賦課決定する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 ・特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の賦課、更正、滅免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答					
③システムの名称	・個人住民税システム ・団体内統合宛名システム ・申告受付システム ・eLTAXシステム ・国税連携 システム ・データ連携システム ・中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

・住民税賦課情報ファイル・申告受付情報ファイル・地方税電子申告情報ファイル・国税連携情報ファイル・年金特徴情報ファイル・宛 名情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法

(平成25年5月31日法律第27号)

法令上の根拠

・第9条第1項及び別表 二十四の項(地方税の賦課徴収に関する事務) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第十六条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関 (項番1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138	用特定個人情報の提供に関する命令第二条表のうち、 のうち、 関係情報」が含まれる項 0, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 8, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 15 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地
明不几	本宮市総務政策部総務課総務係 TEL0243-24-5301

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地

建帽儿	本宮市財務部税務課市民税係 TEL0243-24-5345	
9. 規則第9条第2項の適用]]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未满 3) 1万人以上10万人未满 4) 10万人以上30万人未满 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	7年1月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 rる重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] Cは、それぞれ重点	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価: 2) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価: 員目評価書において	書及ひ 書及ひ	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた入手を除く				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か		-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	-分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			I]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通じた提供	を除く。)	Ī.]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[]接線	しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底と、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、手作業での特定個人情報の取扱いについては、複数人での確認を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えている。						

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	頁目評価又は重点項目評価を実 施	する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的好 システムを通じて不正な い、滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	権限のない者によって不正に証の管理を徹底している。	に使用されるリスクへの	対策として、アクセス権限の管理及びよ	ューザー認